

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○有害図書類の指定…………… (道民活動文化振興課)	47
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	48
○道路の供用の開始…………… (道路課)	48
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防災害課)	48
○準都市計画区域の指定…………… (都市計画課)	48
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	49
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	50
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	50
○貸金業法の規定による貸金業務の停止処分……………	50
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	51
道教育委員会教育長告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	51
○特定調達契約に係る入札の公告……………	52
道公安委員会規則	
○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則……………	53

告 示

北海道告示第552号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成21年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類	図書コード	図	書	類	の	名	称	発行所、制作所、受審会社等の種別
雑誌	50625-92	漫画	スーパーワイド	必殺おんな仕事人		2009年7月23日発行	株式会社	小池書院

〃	13877-8	快樂天 8月号	2009年8月1日発行	ワニマガジン社
〃	16611-8	ドキッ!スペシャル 8月号	2009年8月4日発行	株式会社竹書房
〃	02591-08	カルビPOWER 8月号	2009年8月1日発行	若生出版株式会社
〃	02971-08	危険な愛体験 Special 8月号	2009年8月1日発行	バナジー出版株式会社
〃	13545-8	月刊劇漫スペシャル 8月号	2009年8月1日発行	株式会社竹書房
〃	08761-08	もっとすごい本当の日話	2009年8月15日発行	インフォレスト株式会社
〃	11463-8	アクション ビザッツ ディーエックス8月号	2009年8月7日発行	株式会社双葉社
〃	02592-08	巨乳ぶるぶる COMIC プルメロ 8月増刊号	2009年8月1日発行	若生出版株式会社
〃	13991-8	COMIC パスーカ 8月号	2009年8月1日発行	辰巳出版株式会社
〃	11420-8	アクション ビザッツ スペシャル増刊8月号	2009年7月27日発行	株式会社双葉社
〃	17999-8	COMIC ベンギンクラブ 8月号	2009年8月1日発行	辰巳出版株式会社
〃	13941-08	コミック ホットミルク 8月号	2009年8月1日発行	株式会社コアマガジン
〃	18387-8	漫画 ローレンス 夏艶 8月号	2009年8月1日発行	株式会社綜合図書
〃	04141-8	三行広告バカH 8月号	2009年8月1日発行	マイウェイ出版株式会社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年8月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
泊	中間地域総合農地防災（農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道檜山支庁
大矢谷	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水施設）	同
伏古第4	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水施設、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年 7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

森町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年 7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 函館南茅部線 函館市庵原町276番2地先から函館市鉄山町146番1地先まで 平成21年 8月7日

北海道告示第556号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

福島塩釜5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
松前郡	福島町	塩釜	53番	1
同	同	同	59番	2
同	同	同	同	3
同	同	同	同	4
同	同	同	同	5
同	同	同	66番1	6
同	同	同	64番1	7
同	同	同	49番2	8
同	同	同	同	9
同	同	同	49番4	10
同	同	同	459番34	11

北海道告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を指定する。

平成21年 7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 準都市計画区域の名称 洞爺湖準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

(1) 虻田郡洞爺湖町旭浦1番の一部、2番の一部、3番、4番の一部、5番、6番の一部、8番の一部、9番の一部、11番の一部、12番の一部、13番の一部、14番の一部、15番の一部、16番の一部、19番の一部、20番から27番まで、29番の一部、30番の一部、33番の一部、34番の一部、35番、36番の一部、37番から60番まで、63番から83番まで、85番から90番まで及び92番から95番まで。

(2) 虻田郡洞爺湖町洞爺町1番の一部、5番の一部、6番から7番まで、8番の一部、9番の一部、11番の一部、14番の一部、16番の一部、17番から20番まで、21番の一部、23番の一部、46番の一部、48番の一部、50番から57番まで、58番の一部、59番、68番の一部、71番の一部、72番の一部、73番の一部、75番の一部、76番の一部、77番の一部、84番の一部、123番の一部、132番の一部、135番の一部、136番の一部、137番の一部、139番の一部、141番の一部、148番の一部、150番の一部、154番の一部、158番の一部、159

番から160番まで、165番の一部、167番の一部、168番の一部、170番の一部、172番の一部、173番の一部、174番の一部、175番の一部、177番の一部、179番の一部、181番の一部、183番の一部、185番の一部、186番の一部、190番の一部、192番の一部、193番の一部、196番の一部、198番の一部、199番の一部、202番の一部、204番の一部、205番の一部、206番の一部、208番の一部、209番の一部、212番の一部、214番の一部、219番の一部、221番の一部、225番の一部、226番の一部、227番の一部、228番の一部、229番の一部、237番、239番の一部、251番の一部、252番の一部、254番の一部、256番から268番まで、270番、273番から276番まで、278番から307番まで、309番から312番まで、314番から320番まで、323番から333番まで、340番から347番まで、349番から356番まで、358番から361番まで、363番から373番まで、375番から382番まで、384番から402番まで、405番から417番まで、420番から436番まで、438番から441番まで、443番から451番まで、452番の一部、453番の一部、454番の一部、457番、459番から469番まで、471番から473番まで、477番から478番まで、486番から499番まで、500番の一部、501番から508番まで、509番の一部及び510番から511番まで。

(3) 虻田郡洞爺湖町財田38番の一部、40番の一部、42番の一部、43番の一部、48番の一部、49番の一部、50番の一部、52番の一部、53番の一部、55番の一部、56番の一部、58番から59番まで、61番から65番まで、67番から72番まで、75番から83番まで、86番から91番まで、95番から96番まで、98番から119番まで、121番から127番まで、129番から133番まで、135番から137番まで、139番から141番まで、143番、146番、148番から149番まで、151番から153番まで、157番、158番の一部及び198番から213番まで。

(4) 虻田郡洞爺湖町川東14番の一部、18番の一部、20番から22番まで、23番の一部、24番の一部、25番の一部、26番の一部、30番から42番まで、44番、46番から56番まで、59番から61番まで、63番から68番まで、70番から78番まで、80番の一部、81番の一部、83番、85番の一部、86番から87番まで、88番の一部、91番の一部、92番の一部、93番の一部、94番、95番の一部、97番から100番まで、103番から106番まで及び109番から113番まで。

(5) 虻田郡洞爺湖町岩屋1番の一部、2番から9番まで、11番から13番まで、14番の一部、15番の一部、17番の一部、18番から26番まで、31番から36番まで、37番の一部、38番から39番まで、41番から43番まで、44番の一部、45番から48番まで、49番の一部、50番の一部、51番の一部、53番の一部、55番の一部、56番の一部、57番の一部、59番の一部、61番の一部、62番の一部、63番から64番まで、65番の一部、66番から67番まで、71番、72番の一部、73番の一部、74番、75番の一部、77番の一部及び78番。

(6) 虻田郡洞爺湖町成香1番から3番まで、5番から6番まで、9番から14番まで、17番から18番まで、19番の一部、20番から23番まで、34番、37番の一部、98番の一部、99番の一部、104番の一部、105番から106番まで、107番の一部、109番の一部、112番、114番の一部、115番の一部、118番の一部、119番の一部及び490番。

(7) 虻田郡洞爺湖町香川1番から4番まで、9番から11番まで、19番から21番まで、23番から31番まで、45番の一部、50番の一部、51番の一部、52番の一部、54番の一部、55番の一部及び56番の一部。

(8) 虻田郡洞爺湖町大原72番の一部、75番の一部、76番、78番から79番まで、80番の一部、85番の一部、86番の一部、87番から89番まで、91番、93番の一部、94番の一部、246番の一部、257番から258番まで、260番から262番まで、267番から276番まで、279番から286番まで、289番、290番の一部、291番から296番まで及び440番の一部。

(9) これらの区域に隣接する一般国道230号の東南側、主要道道岩内洞爺線の西側、町道富丘開拓線の南側、町道財田早月線の南側及び壮瞥川の南側並びにこれらの区域に介在する保安林を除く国有地、道有地及び町有地の全部。
(この準都市計画区域の図は北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く。)

北海道告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成21年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

1 函館圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類	道路	種別	名称	称	起	点	終	点	主な経過地
		幹線街路	3・4・302号	大野市街通	北斗市清水川	北斗市市渡	北斗市本町	同	北斗市本町
		同	3・4・305号	白川通	北斗市本町	北斗市本町	同	同	同
		同	3・4・306号	大野橋通	北斗市向野	同	同	同	同

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

2 函館圏都市計画河川に係る事項

(1) 都市計画の種類	河川	名称	起	点	終	点
		1号 常盤川	(右岸) 北斗市七重浜1丁目	函館市西桔梗町		

(縦覧に供する都市計画の図書のとおりに)

3 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
 (2) 都市計画を定めた土地の区域
 種別名称 起点 終点 主な経過地
 幹線街路 3・4・21号 9線通 千歳市北斗3丁目 千歳市北信濃 千歳市信濃2丁目
 （縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

北海道告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年7月31日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 釧路市
 2 都市計画事業の種類及び名称 釧路圏都市計画道路事業（8・6・7号幸町公園通）
 3 事業施行期間 平成21年7月31日から平成23年3月31日まで
 4 事業地
 収用の部分 釧路市幸町13丁目地内

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第18号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年7月31日

北海道石狩支庁長 内田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 (1) ロータリ除雪車（1.3m／700t級）1台
 （除雪トラック（4t級（S）W）1台と交換）
 (2) 除雪トラック（10t級（6×6）（S）G2W）1台
 （除雪ドーザ（19t級SA）1台と交換）
 (3) 除雪グレーダ（4m級1W）1台
 （除雪グレーダ（4m級1W）1台と交換）
 (4) 凍結防止剤散布車（3t級（湿式）4WD）1台
 2 落札を決定した日
 平成21年7月9日
 3 落札者の氏名及び住所
 (1)ア 氏 名 奈良商事株式会社

- イ 住 所 岩見沢市幌向南1条5丁目397番地3
 (2)ア 氏 名 株式会社協和機械製作所
 イ 住 所 札幌市西区発寒15条12丁目3番25号
 (3)ア 氏 名 キヤタピラー北海道株式会社
 イ 住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号
 (4)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

4 落札金額

- (1) 13,172,250円
 (2) 33,369,000円
 (3) 34,776,000円
 (4) 17,000,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年5月29日付け北海道石狩支庁告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道石狩支庁告示第19号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4の第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年7月31日

北海道石狩支庁長 内田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市清田区北野1条2丁目8番2号
 2 商号又は名称 株式会社エクセル商事
 3 代表者名 長谷 朋 之
 4 登録番号 北海道知事(2)石第02905号
 5 業務停止の期間 平成21年7月23日から同年9月20日までの間の60日間
 6 業務停止の範囲 新規（金銭の借換を含む。以下同じ。）の金銭の貸付、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付の代理業務。
 ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等から申込等があり、金銭の貸付等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない部分に関する業務についてのみ行

うことができる。

北海道網走支庁告示第105号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年7月31日

北海道網走支庁長 武 田 準一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

除雪トラック（10t級、6×6、（A）・G・1W付）1台

（除雪トラック（7t級）1台と交換）

除雪トラック（10t級、6×6、（S）・G・1W付）1台

（除雪グレーダ（3.7級）1台と交換）

2 落札者を決定した日

平成21年7月6日

3 落札者の氏名及び住所

氏 名 東北海道いすゞ自動車株式会社

住 所 帯広市大通南7丁目8番地

4 落札金額

58,776,950円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年5月26日付け北海道網走支庁告示第62号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道教育委員会教育長告示

北海道教育委員会教育長告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年7月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成21年度において北海道教育委員会が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競

争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3項に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成21年7月31日に条件付一般競争入札の公告を行う
北海道公立学校校務システム構築のための現状業務分析及び
基本設計業務委託契約

(2) 資 格 北海道公立学校校務システム構築のための現状業務分析及び
基本設計業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道公立学校校務システム構築のための現状業務分析及び
基本設計業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

(1) 単独法人とする。

(2) 本事業を実施するに当たり、次の要件をすべて満たすこと。

ア 北海道内に居住している失業者（現に失業している者。在職中の非正規労働者は含まない。）を6名以上雇用することとし、本業務は道内に所在する本社又は事業所等（本事業を実施するため、新たに設置する場合を含む。）で実施すること。

イ アで雇用する失業者については、委託契約締結後速やかに（平成21年10月1日まで）に雇用することとし、雇用期間の終期は、委託契約期間の終期以降とすること。

ウ アで雇用した者にかかる人件費（賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分を含む。）が、総委託金額の50%以上とすること。

エ 新規雇用する労働者（6名以上）の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。

オ 受託者は、失業者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行う義務を負うこと。なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によること。

カ 平成21年北海道告示第8号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

キ 情報セキュリティマネジメント（ISMS）認証を受けていること、または、プライバシーマークの付与認定を受けていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成21年7月31日（金）から同年8月31

- 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- ア 提出先の名称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-231-4111（内線35-417）
- (3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道教育委員会教育長告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年7月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道公立学校校務システム構築のための現状業務分析及び基本設計業務委託 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による
- (3) 契約期間 契約締結日から平成22年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成21年北海道教育委員会教育長告示第24号に規定する北海道公立学校校務システム構築のための現状業務分析及び実施設計業務委託契約の資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁総務政策局教育政策課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館9階会議室（送付等の場合は、郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目北海道教育庁総務政策局教育政策課）
- (2) 入札日時 平成21年9月10日（木）10時（送付による場合は、必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（kyoiku.kyosei1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- また、北海道教育庁総務政策局教育政策課のホームページ（<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第488号の3の(1)によるほか次による。
- (1) 入札の方法及び落札者の決定
この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した提案書を提出しなければならない。
- また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。
- なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。
- (2) 落札者決定基準 落札者決定基準は、入札説明書による。
- 8 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- (1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成21年 8 月 5 日（水） 9 時30分
イ 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 8 階 1 号会議室
(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁総務政策局教育政策課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
電話番号 011-231-4111 (35-417)

9 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

General commission for analysis of school data processing system and subsequent basic construction of a software program for use in Hokkaido public schools. 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M. September 10, 2009

C. Contact : Educational Policy Division, Bureau of Administration and Policy, Hokkaido

Board of Education

Address : Kita 3, Nishi 7, Chuo-ku, Sapporo, 060-8544 Japan

Phone : 011-231-4111 Ext. 35-417

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月31日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第12号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第26条の 7 第 1 項中「安全運転学校」の次に「及び安全運転教室」を加える。

第43条第 1 項中「法第108条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する講習の実施」を「講習」に改め、「掲げるもの」の次に「の実施」を加える。

第44条第 1 項中「前条第 1 項の」の次に「規定による」を加え、「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第 3 項を削る。

第45条第 1 項中「前条第 3 項の委託書の交付を受けた」を「第43条第 1 項の規定による委託を受けようとする」に、「次条」を「次条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第46条第 1 項中「が第44条第 3 項の委託書の交付を受けた者（以下「受託者」という。）と毎会計年度」を「又は方面本部長が」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「警察本

部長」の次に「又は方面本部長」を、「受託者」の次に「（講習の実施の委託を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、「の各号」を削り、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第58条第 1 項中「結果を」の次に「警察本部長又は方面本部長を経由して」を加え、「及び警察本部長」を削る。

第61条第 3 項を削り、同条第 4 項中「警察本部長」の次に「又は方面本部長」を加え、同項を同条第 3 項とする。

別記様式第17号を次のように改める。

別記様式第17号 削除

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○平成21年 7 月17日（第2094号）

北海道告示第526号（知事権限に係る保安林の指定の予定）及び北海道告示第527号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）の目次中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

目次

誤

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 25

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 26

正

○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課） 25

